

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和5年11月24日、大田原市湯津上192番1、大田原市なす風土記の丘湯津上資料館駐車場で発生した強風で飛ばされた一輪車（運搬用）による車両の損傷事故について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償の額 51,404円
- 2 相手方の住所及び氏名
住所 大田原市〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇